

17. ライフライン

品名	環境配慮仕様	備考
電気 (低圧施設用) 【役務】	【水準1】 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等に関し、次に掲げる式で計算したものが、0.436(※1)未満であること。 $A \times (1 - \alpha) \times (1 - \beta) \times (1 - \gamma) \quad (※2) < 0.436$ A 2023年度の調整後二酸化炭素排出係数 α 2023年度の再生可能エネルギー利用率 β 2023年度の未利用エネルギー利用率 γ 対象施設の予定使用電力量における電気事業者のグリーン電力証書の確保(届出)率(※3) <グリーン電力証書の確保率計算式> グリーン電力証書の確保量(届出量)(※4) 契約対象施設の予定使用電力量 【水準2】 供給電力量の40%以上を再生可能エネルギー電力にすること(※5)	■【水準1】及び【水準2】の各社の計算結果(グリーン電力証書の確保率γを0にした場合)については次のURLを参照 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/green_electricity) ■東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書については、次のURLを参照 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications/) ■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。 ※1 基準排出係数の算出については令和5年度公表のエネルギー状況報告書に基づく全電源平均の二酸化炭素排出係数(2022年度実績0.436)を元に設定した。 ※2 A、α及びβについてはエネルギー状況報告書の2023年度の数値を用いること。2023年度に都内への電力供給実績がない都内新規供給事業者については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第5項に基づく電気事業者ごとの未調整排出係数(kg-CO2/kWh換算値。環境省発表。)で代替できるものとする。 ※3 電気事業者からの届出書(グリーン電力証書のシリアルナンバーと一般財団法人 日本品質保証機構のホームページ等との照合確認)の数値を用いること。 ※4 当条件における「グリーン電力証書の確保」とは、事業者自身が購入等によりグリーン電力証書を確保した事実を届けることを指し(最終所有者としてのシリアルナンバーを確認)、東京都への譲渡は要しない。なお、契約が成立した場合、その際に届け出たグリーン電力証書は事後の契約の際は使用できないものとする。 ※5 再エネ由来の電気、または電気の量に応じた非化石証書等を組み合わせたFIT電気
電気 (高圧施設用及び特別高圧施設用) 【役務】	【水準1】 供給電力量の40%以上を再生可能エネルギー電力にすること(※)。 【水準2】 供給電力量の100%を再生可能エネルギー電力にすること(※)。	■ただし、施設の電力需要が昼夜問わず高水準など、東京電力以外の小売電気事業者では供給困難な場合は、この限りではない。同様の施設については、高圧施設及び特別高圧施設でも低圧施設の基準の適用を可能とする。 ■【水準1】及び【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。 ※ 再エネ由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するものとする。